

概 要

審査請求人に残存するせき柱の変形障害、上肢及び手指の機能障害等は障害等級第7級に該当するとして、障害等級第8級とした原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成〇年〇月〇日、解体工事現場において、作業中に屋根を踏み抜き、地面に落下した。

請求人は、左肘関節脱臼骨折、左手関節開放性脱臼骨折、左坐骨骨折、腰椎横突起骨折等の診断の下、治療を行っていたが、平成〇年〇月〇日に症状固定となり、障害補償給付を請求したところ、監督署長は障害等級第8級に該当するものと認め、同等級に応じる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

2 審査請求の理由

左手指のしびれやお尻の痛みがあり、障害等級第8級より重いと考えるため。

3 原処分庁の意見

- (1) せき柱の障害は、エックス線写真から第2腰椎圧迫骨折が確認できることから「せき柱に変形を残すもの」（第11級の5）に該当する。
- (2) 左上肢の障害は、左肘関節・左橈骨遠位端骨折により、左肘関節及び左手関節の可動域がいずれも健側の可動域角度の1/2以下に制限されており、それぞれ「1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの」（第10級の9）に該当するが、同一上肢の機能障害であるため併合の方法を用い準用等級を定める結果、準用第9級に該当する。
- (3) (1) 及び (2) を併合し、請求人に残存する障害は併合第8級に該当するものと判断した。

4 審査官の判断

- (1) エックス線上、第2腰椎圧迫骨折が認められることから、請求人に残存するせき柱の障害は、「せき柱に変形を残すもの」（第11級の5）に該当するものと判断する。
- (2) 請求人の左手関節及び左肘関節は、左橈骨や左肘関節の骨折により、いずれも、健側に比し1/2以上の可動域制限を認めることから、上肢の機能障害として、それぞれ「1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの」（第10級の9）に該当する。この場合、手関節の機能障害と肘関節の機能障害は同一系列に属することから、併合の方法を用い準用等級を定める結果、請求人の左上肢の機能障害は準用第9級と判断する。
- (3) 上記(1) 及び(2) の障害以外に、請求人は、「物を掴む時などに左手指が曲がらない」旨訴えていたことから、労災医員に意見聴取したところ、「左橈骨及び左肘関節骨折を原因とする左上肢の正中神経障害・尺骨神経障害が認められ、これら神経障害

により手指の運動制限が生じている。骨折部での手指屈筋腱の癒着も手指の運動制限の原因に関与している」とのことであった。

請求人には、これら手指の運動制限により、左母指の中手指節関節において1/2以下の可動域制限、左小指の近位指節間関節において1/2以下の可動域制限がそれぞれ認められることから、請求人には、手指の機能障害として「1手の母指を含み2の手指の用を廃したもの」（第9級の9）が存在すると判断する。

(4) さらに、請求人は、椅子に座る時等の臀部の強い疼痛を訴えており、主治医も「左坐骨骨折により疼痛が残存している」と所見していることから、請求人には、局所の神経系統の障害として「局部にがん固な神経症状を残すもの」（第12級の12）が存在すると判断する。

(5) 以上のことから、請求人に残存する障害は、(2)の左上肢の機能障害（準用第9級）と(3)の左手指の機能障害（第9級の9）については、同一系列の障害とみなし、併合の方法を用い準用等級を定める結果準用第8級となり、これに(1)のせき柱の変形障害（第11級の5）、(4)の局所の神経系統の障害（第12級の12）を併合することにより、併合第7級に該当するものと判断する。